

尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域犯罪の発生を抑止し、地域住民の安全・安心を確保するため、地域団体が、防犯活動の一環として防犯カメラを新規設置もしくは更新設置する際に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として、公道等（不特定多数の者が通行する私道を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録等の機能を有するものをいう。
- (2) まちづくり防犯グループ 兵庫県が定めるまちづくり防犯グループ登録要綱第4条第2項に規定するまちづくり防犯グループ登録証（様式第3号）の交付を受けている団体で、現に構成員の総意に基づく防犯活動を実施している団体をいう。
- (3) 地域団体 尼崎市内の社会福祉連絡協議会（社会福祉協会含む）、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会又は自主防災・防犯組織等で、次に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
 - エ 規約及び代表者を定めていること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付申請ができる団体は、次条に定める補助対象事業を行うまちづくり防犯グループ等の地域団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの機能が別表1に掲げるものであること。
- (2) 公道等を撮影するものであること。（道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を撮影するものであること。）
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものではないこと。
- (4) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものではないこと。
- (5) 兵庫県または尼崎市の他の制度で対応が可能と判断されるものでないこと。
- (6) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (7) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得られ、または事業開始までにその見込みがあること。
- (8) 以下の項目を含む管理運用規程が定められていること。
 - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
 - イ 撮影していること及び設置者の名称の明示

ウ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法

エ 記録した映像の利用・提供の制限

オ 苦情処理対応

カ その他防犯カメラの運用に関すること

(9) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。

(10) 尼崎市が指定する日までに事業完了の見込みがあること。

(新規設置補助対象事業)

第5条 前条に定める補助対象事業のうち、防犯カメラの新規設置に関する事業は、兵庫県及び尼崎市が過去に補助した同一箇所（同一システム）でないものとする。ただし、事前の応募手続きを経て、補助採択の通知を受けなければならない。

(更新設置補助対象事業)

第6条 第4条に定める補助対象事業のうち、兵庫県及び尼崎市の防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの更新（購入、取付、撤去等）に関する事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、事前の応募手続きを経て、補助採択の通知を受けなければならない。

(1) 防犯カメラの設置及び更新が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること。ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると市長が認める場合はこの限りではない。

(2) 防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあること。

(補助対象経費)

第7条 第5条に定める事業に係る経費のうち、補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

2 第6条に定める事業に係る経費のうち、補助の対象となる経費は、別表3のとおりとする。

(補助金額)

第8条 市長は、一の補助対象団体に対し単年度につき1回補助金を交付することができる。

2 市長は、前項に掲げる補助金について、第5条に基づく事業は12万円を上限に、第6条に基づく事業は8万円を上限に、予算の範囲内で交付することができる。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、指定する日までに、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付について、適当であると認めるときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、地域団体に通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の交付について、不適當であると認めるときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、地域団体に通知

するものとする。

(事業の取下げ)

第 11 条 地域団体が前条第 2 項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下、「補助事業」という。)を取下げようとするときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付申請取下承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を承認すべきものと認めたときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付申請取下承認通知書(様式第 5 号)により地域団体に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第 12 条 地域団体が、補助事業の内容を変更するときは、速やかに尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第 6 号)に、変更にかかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を承認すべきものと認めたときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第 7 号)により地域団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 13 条 地域団体は、補助事業が完了したときは、尼崎市防犯カメラ設置補助事業実績報告書(様式第 8 号)を当該補助事業完了後 30 日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金額確定通知書(様式第 9 号)により地域団体に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、第 10 条第 2 項もしくは第 12 条第 2 項の規定により通知された金額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた地域団体は、速やかに尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条に規定する補助金の請求があったときは、請求を受け取った日から 30 日以内に補助金を地域団体に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 17 条 市長は、地域団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、もしくは交付決定の内容を変更し、又はすでに補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定後、当該補助金交付の対象となっている事業の内容を変更し、又はこの要綱に違反したとき。

(4) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該地域団体に通知するものと

する。

(防犯カメラの管理及び処分)

第 18 条 地域団体は、当該事業により取得した防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 地域団体は、補助金の交付の日から起算して 6 年間（防犯カメラ単体の場合は 5 年間）は、補助対象となった防犯カメラの使用を廃し、又はその目的を変更してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

種別	機能
カメラ	(1) 有効画素数が 38 万画素以上であること。 (2) カラー画像であること。 (3) 作動時間が 1 日 24 時間であること。 (4) 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 (5) 屋外用として使用できる防雨機能があること。
レコーダー	(1) 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上であること。 (2) 記録間隔が 1 秒間に 4 コマ以上であること。 (3) 有効画素数が 38 万画素以上での記録ができること。 (4) 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。

別表 2

補助対象経費	補助対象外経費
(1) 映像撮影装置 (カメラ)、映像表示機器 (モニター)、映像記録機器 (ハードディスクレコーダー等)、又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費 (2) 上記機器の取り付け又は設置工事に要する経費 (3) 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費	(1) 既存の設備の撤去に要する経費 (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用もしくは取得又は補償に要する経費 (3) 防犯カメラシステムを維持管理 (賃貸に要する経費を含む) することに要する経費

別表 3

補助対象経費	補助対象外経費
(1) 映像撮影機器 (防犯カメラ)、映像記録機器 (ハードディスクレコーダー等) の更新 (購入、取付、撤去) に要する経費 (2) 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費	(1) 映像記録機器等の防犯カメラに付属する設備のみの更新に係る経費 (2) 既存の設備の撤去のみに要する経費 (3) 修繕等の維持管理に要する経費